

## ふるさと越後再造林基金事業助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 ふるさと越後再造林基金（以下「基金」という。）は、基金が定める目的に従い、森林所有者等が行う再造林に対して、その経費の一部を助成するふるさと越後再造林基金事業（以下「基金事業」という。）を実施することとし、必要な手続きを以下に定める。

### (助成対象)

第2条 支援事業の助成対象は、国有林、公有林、機関造林を除く森林所有者等が行う再造林（初期保育含む。）とし、次の各号に掲げる要件に適合しているものとする。

#### (1) 対 象

- ① 対象原木（協力金徴収規程第2条1項）を250m<sup>3</sup>/年以上、流通業者（新潟県森林組合連合会）を経由して出荷した事業体。
- ② 助成対象は、協力金を納付した事業体。
- ③ 森林所有者等が新潟県内において行う再造林で、「民有林造林事業」（国事業名：森林環境保全直接支援事業）等の交付を受けて実施した再造林の林地のうち、森林経営計画を作成済み又は策定見込であること。
- ④ 事業連携により、原木供給者（以下「供給者」という。）と造林事業者が異なる場合には、供給者の造林申請面積を助成対象とし、供給者が申請する。なお、供給者と造林事業者の造林申請面積を合算して申請する事ができる。  
関連事項として、第4条2項(4)を参照

※事業連携とは、原木供給者と造林事業者が異なる場合を指す。

#### (2) 対象施業は、次のいずれかを実施していること。

- ① 原則として、スギコンテナ苗及びスギ裸苗とし、スギ以外の針葉樹・広葉樹も助成の対象とし、また、基金が推奨する早生樹等も助成の対象とする事が出来る。
  - ② 基金事業を利用し再造林を行うものは、新潟県山林種苗協会又は基金が認める苗木出荷者を経由し流通した苗木を対象とする。
- (3) 1事業体当たりの造林申請面積は、下記の表のとおりとする。ただし、毎事業年度予算によって造林申請面積の上限を調整することがある。

出荷量基準値	対象原木（合板材・バイオマス材）
250 m <sup>3</sup> 以上～1,000 m <sup>3</sup> 未満	造林申請面積 1.0ha を上限とする。
1,000 m <sup>3</sup> 以上～3,000 m <sup>3</sup> 未満	造林申請面積 2.0ha を上限とする。
3,000 m <sup>3</sup> 以上～5,000 m <sup>3</sup> 未満	造林申請面積 3.0ha を上限とする。
5,000 m <sup>3</sup> 以上	造林申請面積 5.0ha を上限とする。

2 輸出材については、上記造林申請面積の1/2の面積とし合算して助成申請とすることが出来る。

#### （助成金の額）

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 交付する助成金の額は、助成金交付要綱第2条(3)により、1ha当たり、スギコンテナ苗の場合は、10万円を助成する。なお、スギ裸苗及びスギ以外の針葉樹・広葉樹の場合は、5万円を助成する。
- (2) 助成金の交付は基金の発行する「助成金交付決定通知書」（様式2号）通知後14日以内に当該助成金申請者の指定する金融機関に振り込む。
- (3) 助成金の額は、千円単位とし、千円未満は切り捨てる。

#### （助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付の申請をする者は、事前予約申請書を提出し、事業終了後、次の各号に掲げる事項を記載した、ふるさと越後再生基金事業交付申請書（第1号様式）を会長あて提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（事業連携の場合：事業体名「事前予約申請書」）
- (2) 再造林事業の内容
- (3) 皆伐の実施状況
- (4) 助成金振込金融機関口座名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事前予約申請書の写し（事前予約申請書）
- (2) 再造林後の適正な管理等を誓約する書類（様式1-1号）
- (3) 県の補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）の写し（又は県の收受印が押印された関係書類）また、基金が指定する日までに県の決定通知書の受領が出来ないと判断した場合は、県の補助金交付申請書で助成金申請を行うことが出来る。

その場合、事業体は県の決定通知書の受領後、速やかに決定通知書の写しを

基金に提出しなければならない。

なお、基金事業へ助成金申請時には、県の補助金査定調書も添付する事。

- (4) 事業連携により、基金事業を利用し再造林を行うものは、供給者と造林事業者との間で交わした契約書等の写しを基金に提出しなければならない。
- (5) 交付要綱第2条(2)②に基づいて、再造林を行った助成対象者は苗木の送り状等又は納品書の写しを基金に提出しなければならない。
- (6) その他 基金が必要と認める書類

#### (助成の条件)

第5条 助成金を受けた者は、(以下「助成対象者」という。) 支援事業の趣旨を十分に認識し、助成金の対象となった植林地について、下刈等の実施により、適正に管理しなければならない。

2 新潟県補助金等交付規則第5条(補助金の交付条件)、第15条(決定の取り消し)、第16条(補助金の返還)を準用し、該当する場合には、助成金の返還を命ずるものとする。

#### (助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 会長は、第4条の申請を受けた場合においては、当該申請書の書類を審査し、第2条の要件に適合すると認めたときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、当該助成申請者に通知(第2号様式)するものとする。

#### (交付申請事務手数料)

第7条 協力金の管理及び交付申請手続きを適正且つ円滑に行うため、交付申請1件につき、交付申請額の5%を申し受けるものとする。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めないもので必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、その都度定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

令和5年5月12日の代議員会で一部改訂

令和6年6月21日の代議員会で一部改訂

令和7年6月17日の代議員会で一部改訂